

平成24年度

教育に関する事務の管理及び執行
状況の点検・評価報告書

三股町教育委員会

○ 自己点検及び評価の経緯

平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなった。

○ 自己点検・評価の考え方

大項目として、1. 教育委員会の活動、2. 教育委員会が管理・執行する事務、3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務、の3つに分けて点検・評価を行った。

特に、3については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げた。また、報告書は、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について作成した。

○ 具体的な点検・評価の方法

次の3つの項目に分類した。

シート1 教育委員会の活動

シート2 教育委員会が管理・執行する事務

シート3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評価は、A達成している(100%)、Bほぼ達成している(約80%)、C概ね達成している(約60%)、D達成していない(約50%以下)の4段階で実施した。

○ 学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項において「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」としていることから、学識経験者として南九州大学人間発達学部教授の、赤松國吉氏にお願いし自己評価についての意見をいただいた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

1	自己点検・評価シート1（教育委員会の活動）	1
2	自己点検・評価シート2（教育委員会が管理・執行する事務）	2
3	自己点検・評価シート3 （教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務）	4
4	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書	
	（1） 学校教育に関する事	11
	（2） 生涯学習に関する事	23
	（3） 文化振興に関する事	27
	（4） 社会体育に関する事	31
5	学識経験者（南九州大学教授 赤松國吉氏）の知見	
6	総合評価	

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 1

大項目	中項目	小項目	点検・評価
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の 運営改善	教育委員会会議の開催 回数	<p style="text-align: center;">A</p> <p>○ 定例会を毎月1回、臨時会を6月、11月、12月、3月の4回開催した。委員へは事前に資料を配布し今月の案件について通知した。案件についての事務局内での打ち合わせを綿密に行っていくことが課題である。</p>
	(2)教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	<p style="text-align: center;">A</p> <p>○ 県内の研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。</p>
	(3)学校及び教育施設に対する支援	学校訪問 教育施設に関する設置及び管理に関する条例についての一部改正等	<p style="text-align: center;">A</p> <p>○ 全校を対象に計画訪問を実施し、教育指導上の課題や児童生徒の実態等を把握することができた。</p>

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	○ これまでの教育施策の成果を勘案し、毎年度教育施策の見直しを行い、当該年度の施策や事業を示した。
	(2)学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること		○ 事例なし
	(3)教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	○ 学習指導要領に基づいた。
	(4)人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと		○ 事例なし
	(5)校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行なうこと	A	○ 平成25年3月末の教職員の人事異動に際し、小学校退職2名、採用2名、転出16名、転入17名、再任用1名、新採用1名昇任1名、中学校退職1名、昇任1名、転出16名、再任用1名、転入10名、新採用1名の異動の内申を行った。
	(6)教育長、課長、対策監、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	○ 教育長任期満了に伴い新教育長の任命を行った。
	(7)学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること		○ 事例なし
	(8)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	○ 三股町特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定 ○ 三股町の教育に関する事務の点検評価実施要綱 ○ 三股町外国語指導助手任用規則の一部改正 ○ 三股町立公立学校セクシャルハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正 ○ 三股町立公立学校パワーハラスメントの防止等に関する要綱の制定を行った

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	○ 新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。
	(10) 教育予算の見積を決定すること	A	○ 各係ごとに説明を受け、原案の決定を行った。
	(11) 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	○ 経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。
	(12) 学校評議員を委嘱すること	A	○ 4月に各小・中学校から推薦のあった評議員34名を委嘱した。
	(13) 社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	○ 社会教育委員、公民館運営審議会委員が人事異動等により欠員が出たので補充の選任をした。
	(14) 校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	○ 経験年数別研修や職能別研修等を実施した。
	(15) 通学区域を定めること		○ 事例なし
	(16) 教科用図書を選択すること		○ 事例なし

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	ア 少人数及び複式学級の指導の充実	A <ul style="list-style-type: none"> ○各小・中学校で習熟度に応じて少人数指導を実施した。 ○複式学級については、指導の充実のため補助教員を4名配置し、きめ細やかな指導を実施した。
		イ 適正な就学指導と特別支援教育の充実	A <ul style="list-style-type: none"> ○就学前の就学相談を2回実施し、保護者の理解を得ながら就学指導を行った。 ○保育園・幼稚園等との連携を図った。 ○特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員1名、特別支援教育支援員7名を配置した。
		ウ 小中学校連携推進事業の充実	A <ul style="list-style-type: none"> ○全教職員参加の小中合同授業研究会で、ICTを活用した授業が公開され、ICT活用の実例報告を行った。 ○三股町児童生徒憲章の取組みを進め、小中一貫教育の充実を図った。 ○文教みまたの伝統教育が全学校で実践されている。
		① 教育内容・指導の充実について	② 生徒指導の充実について
		いじめ、不登校問題への適切な対応	

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	③学校給食の充実について	衛生管理と食中毒の防止 B ○白衣殺菌ロッカーの購入、調理場設備機器の修繕を行うとともに衛生管理研修への参加、スポーツ振興課及び保健所の指導に基づく改善等を行った。
		学校給食費未納対策	B ○「学校給食費未納対策マニュアル」に基づいた、PTA、学校、給食センターの連携により、給食費未納額の減少が図られた。
		④教育環境の整備について	A ア施設設備の計画的整備・充実 ○勝岡小学校北校舎教室及び廊下研磨塗装 ○三股小学校男子トイレ様式化 ○三股西小学校南校舎防水改修工事 ○三股中学校エレベーター耐震対策工事
		イALT教育・ICT教育環境の整備	A ○英語教育の環境整備を図るためJET事業によるALT2名が交代しALTが3名となり、小学校に2名中学校へ1名を配属することができた
		⑤教育研究所の充実について	A 調査、研究及び研究成果の活用促進 ○三股町における校務の情報化について、通知表及び指導要録の電子化の研究に組織的に取り組んだ。 ○実物投影機の実技研修会を実施したり、ICT機器活用週間を設けたりして、教職員のスキル向上と意識改革を図った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	⑥適応指導教室の充実について	学校、家庭、地域社会との連携・融合	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適応指導教室に通級していた中学3年生が高校へ進学することができた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し適応指導教室への通級を親へ促し、指導を行った
		⑦人権教育の推進について	人間尊重の教育の推進	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、工夫された実践がなされた。 ○ 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進を図った。 ○ 教職員への研修を実施し、人権意識の啓発を図った。
		⑧安全教育の徹底について	児童生徒の安全確保	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の遊具点検や通学路点検により、不良箇所を整備した。 ○ みまもりたい・青パトを活用して登下校時の安全を確保した。 ○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施し、児童生徒は交通安全について理解を深めることができた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
<p>3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務</p>	<p>(2) 生涯学習に関すること</p>	<p>①生涯学習社会づくりに ついて</p> <p>学習情報の提供と公民館 主催教室の開設・充実</p>	<p>A</p> <p>○情報誌「生涯学習みまた」を 作成し、また、回覧広報に一 年間の主な事業の紹介や募 集等を掲載し、町内各世帯へ 配付することで生涯学習情 報の提供を行った。</p> <p>○公民館主催教室を 20 教室開 設し、315 名が参加し、生涯 学習の充実、また、福祉・健 康増進にも効果が得られた。</p> <p>○社会教育要覧を作成し関係 者に配布した。</p>
		<p>②国際理解教育の推進に ついて</p> <p>中・高校生海外派遣事業の 充実</p>	<p>B</p> <p>○事前英会話研修は ALT の指 導により、実践的な研修がで きた。</p> <p>○中・高校生 8 名、引率 2 名で のオーストラリア研修を行 い、ホームステイや受入校で の授業などを通じ、英会話研 修とともに文化交流を実施 した。</p>
		<p>③青少年・家庭教育の充 実について</p> <p>アPTA、子ども会等各種社 会教育団体と家庭との連 携強化</p> <p>イ家庭教育学級の充実</p>	<p>A</p> <p>○PTAにおいては「研究大 会」や中学校の「みまたっ子 の会」で、家庭や地域のあり方 について研修・討議を行った。</p> <p>○各種社会教育団体は、家庭と の連携を図りつつ、青少年の 健全育成活動を実施した。</p> <p>A</p> <p>○人権についての合同研修会 や、各学級ごとに運営の向 上、学習内容の充実（食育、 性教育、地域交流、親子間交 流など）が図られ、幅の広い 家庭教育学級が開催された。</p>

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(3) 文化振興に関すること	①総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実について	ア総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実 B ○空調や浄化槽設備の修繕を実施。LPG安全基準引上には設備更新で対応した。 ○文化会館は舞台機構の計画改修や屋上防水修繕等を、図書館は手洗い器の修繕等を実施した。 ○改修計画を基に、突発事象や軽微破損には早期に対処し、適切な対応に努めた。
		②文化会館の利用促進について	ア自主文化事業の充実と推進 A ○買取公演に留まらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作に取り組んだ。 ○開館10周年の総括を踏まえ参加創造事業「まちドラ！」を創設。三股町のオリジナリティにも貢献できた。 ○宮崎県下で初となる「地域創造大賞（総務大臣賞）」を受賞。事業継続・構築の確かさが裏付けられた。
			イ貸館事業の充実と推進 A ○利用者への積極的支援によって、満足度の拡充及び今後の利用志向の醸成について、来場者への波及に繋ぐことができた。
		③図書館の利用促進について	ア図書館資料の整備と充実 A ○児童や若い利用者向けの本を揃えた。 ○九州管内の観光パンフレットを収集した。
			イ読書サービス、読み聞かせ活動の推進 A ○図書館まつりなどのイベントを開催した。 ○児童図書スペースに利用しやすくするため新しいコーナーを設けた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
<p>3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務</p>	<p>(4) 社会体育に関すること</p> <p>①スポーツ振興基盤の充実</p>	<p>スポーツ行事の充実および組織の育成と強化</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第5回みまた町民総合スポーツ祭を7月に開催し、14種目に約1,300人の参加があった。自治公民館対抗ソフトボール競技は降雨によりアジャタ(競技玉入れ)に種目変更して実施した。 ○第12回チャレンジ RUN&ウオーキング大会を体育協会およびみまたチャレンジ総合クラブの協力のもと実施した。町内9つの地区対抗による駅伝大会を自治公民館連絡協議会の協力により同時開催した。 ○スポーツ推進委員によるバウンドテニスを宮村小体育館において、年間を通じて週1回のペースで開催した。 ○総合型地域スポーツクラブの運営の安定化と事業拡大のために、スポーツ振興くじ助成金を活用した。
		<p>スポーツ施設の計画的整備・充実</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○武道体育館の耐震診断を行った。結果は、耐震補強が必要な建物であるということであった。H25年度に耐震設計、H26年度に耐震工事を行う予定である。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目		小項目	点検・評価
		②青少年スポーツの振興	スポーツ少年団等の育成・拡充	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町スポーツ少年団主催の各行事では、育成母集団等の積極的な協力が得られた。 ○全国大会や九州大会に出場する団体もあるなど、優秀な成績を収め、レベルの向上が図られた。

(1) 学校教育に関すること	
① 教育内容・指導の充実について	
イ 適正な就学指導と特別支援教育の充実	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度就学予定児童を対象とする就学相談の充実に努め、適正な就学指導を行う。 ○ 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、学習上又は生活上の困り感を改善するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う等、特別支援教育の推進を図る。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談の実施 ○ 就学指導委員会専門部会による就学指導を実施 ○ 特別支援教育補助教員の配置 ○ 特別支援教育支援員の配置
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談を通じて適正な就学指導を行った。 ○ 専門部会委員による幼稚園・保育園訪問で幼児の実態把握を行い、就学相談へ繋げた。 ○ 特別支援補助員を1名、特別支援教育支援員を4校に8名を配置した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学指導委員が中心となり、就学前の就学相談会を2回実施した。その中で、知能検査等を行い、児童理解を進め保護者の理解を得ながら、就学指導を行った。 ○ 就学指導委員会専門部会にて、通常級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な就学指導を行った。 ○ 特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員を1名配置し、必要な支援を行った。 ○ 児童生徒の教育的ニーズに応じるため、支援員を8名配置し、必要な支援を行った。 <p>以上の取組みにより目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会の周知及び充実ため、関係機関との情報交換、連携強化に努める。通常学級に在籍する障害のある児童生徒が増加しているため、教育的ニーズに応じながら、適正な就学指導に努める。

(1) 学校教育に関すること	
① 教育内容・指導の充実について	
ウ 小中一貫教育推進事業の充実	
目 標	○ 小・中学校9年間を見通した一貫性・系統性のある教育活動の展開、交流授業や合同研修会を実施する。三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
取り組みの方向	○ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施 ○ 「あいさつ」「清掃」「郷土学習」について、その意義を理解する。
平成24年度の取り組みの概要	○ 小中合同授業研究会の夏季研修会では、教育研究所と連携して各学校における ICT 機器活用状況について情報を交換し、秋季研修会では、三股小学校の全学級で ICT を活用した授業が公開され、全体会では各学校での ICT 活用の実践報告を行った。 ○ 三股中学校において、小中学校の代表が集まり話し合うことによって自主的な取り組みができるように「ミニ子どもサミット」を開催した。
評 価	○ 町内の小中学校全職員が一同に会し研修することで、各学校の連携が深まり、教職員の共通理解のもと研修を行うことができた。 ○ ICT に関する基本的な考えや、授業における具体的な活用例について研修することができ、ICT 活用の推進を図ることができた。 ○ 各学校が「三股町児童生徒憲章」の取り組みを進め、ミニ子どもサミットにおいて実践発表をすることができ、小中一貫教育の充実を図ることができた。 ○ 文教みまたの伝統教育として「校門での一礼」「あいさつ運動」「黙想・座礼」「無言清掃」「郷土に関する学習」が全学校で実践されている。
今後の課題と対応方法	○ 小中合同授業研究会等をとおして、小・中学校の繋がりの大切さや小中連携の必要性が認識されるよう、また小中一貫教育に向けて更に理解が深まるよう一層の推進に努める。

(1) 学校教育に関すること	
② 生徒指導の充実について	
○ いじめ、不登校問題への適切な対応	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校は、どの児童生徒にも起こりうることであり、いじめ・不登校状況の解消及び未然防止に取り組む。 ○ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校の未然防止や早期解消に努める。 ○ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。 ○ 学校（担任、対応教員、養護教諭等）との連携を強化する。
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校については保護者からの相談によるものが多く学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会に提案し協議をおこなった。 ○ 家庭、学校、スクールアシスタント、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめについては、保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた。また教育委員会での協議による学校への指導など子どもの実態に応じた様々な対応をすることができた。 ○ 不登校については、相談活動を充実し、保護者と共通理解を図りながら学校復帰へ向けた取り組みを行った。その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がみられた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実を努める。また、いじめ・不登校の未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努め、相談体制の整備等に積極的に取り組む。

(1) 学校教育に関すること

③ 学校給食の充実について

ア 衛生管理と食中毒の防止

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進することを目標とする。また、食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行っているが、保健所の指導のもと、施設設備や作業手順の改善を行って衛生管理の充実を図ることに努力する。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 「食育」に関する指導の充実○ 望ましい食生活習慣の育成○ 安全管理と事故の防止○ 衛生管理と食中毒の防止○ 給食センターの運営の充実
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 保健所の指導を基に設備整備や作業手順の改善を行った。○ 研修会に参加して衛生管理について学習を行った。○ 施設見学や試食の受け入れを行った。○ 計画的に設備等の更新を行った。○ 栄養教諭による食育の活動が行われた。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 保健所及び県の立ち入り調査を基に作業等を見直すことで衛生管理の改善が図れた。○ 年2回の衛生管理研修に参加し、調理員の衛生管理に関する意識の向上を図ることができた。○ 施設見学や試食の受け入れを行ったことで、関係者に大量調理やセンター運営についての理解を深めてもらった。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none">○ 今後の課題として、給食センターは平成3年度から運営を開始して22年が経過し、設備の老朽化や能力低下の問題もあり、安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修が必要である。また、衛生管理面では、構造上、調理場と洗浄室に分けられないといった問題点もある。

(1) 学校教育に関すること

③ 学校給食の充実について

イ 学校給食費未納対策

目 標	○ 学校給食法第2条の目標を達成するため、町内小中学校における同法第11条第2項に規定する学校給食費の未納をなくすことを目標とする。
取り組みの方向	○ 学校給食費未納対策の充実 ・ P T A、学校、給食センターの連携 ・ 支払困難な家庭については、就学援助の申請 ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。 ○ 悪質な滞納者については、裁判所への支払督促申立を行う。
平成24年度の取り組みの概要	○ 未納対策委員会の開催 ○ 学校では、「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき請求、督促を行った。 ○ 未納者の就学援助申請により未納が少なくなった。
評 価	○ 平成22年度に、三股町学校給食費未納対策委員会を設立し、「学校給食費未納対策マニュアル」を見直したことで、P T A、学校、給食センターの連携がうまくいきはじめ、平成21年度分から発生した未納額が減り、収納率が上がってきた。
今後の課題と対応方法	○ 「学校給食費未納対策マニュアル」の見直しを行ったことにより、未納額は確実に減ってきているが、100%納入は困難である。やはり、今後は、学校現場において、金額が大きくなる前に早目の対応を行うことが重要である。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

ア 施設設備の計画的整備・充実

目 標	○ 児童・生徒にとって安全かつ快適な教育環境の確保とともに地震等の災害時における地域住民の避難場所としての機能を有する施設を確保するために学校施設・設備の計画的整備に取り組む。
取り組みの方向	○ 老朽化した教育施設の改修及び学校との協議による施設・設備の整備に取り組む。
平成24年度の取り組みの概要	○ 全小中学校の備品等整備を実施した。 ○ 勝岡小学校北校舎教室及び廊下研磨塗装 ○ 三股小学校男子トイレ洋式化 ○ 三股西小学校南校舎防水改修工事 ○ 三股中学校エレベーター耐震対策工事
評 価	○ 学校の大規模施設整備については3ヵ年実施計画により計画的に整備を行うことができた。 ○ 修繕等については緊急性の高いものから順次整備を行うことができた。
今後の課題と対応方法	○ 厳しい財政状況の中ではあるが、国・県並びに町費を有効かつ効果的に活用し、長期計画に基づき、校舎やプール等の老朽化対策や教育環境整備を実施していくことが必要である。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

イ ICT教育環境の整備

目 標	○ 児童生徒の学力向上のために、ICT設備の有効利用の促進及び英語教育の充実を図る。
取り組みの方向	○ ICT機器の有効利用促進を図る。
平成24年度の取り組みの概要	○ 全小学校の児童用コンピュータが5年を経過したため入れ替えを行った。 ○ 書画カメラを40台小学校に導入し先生たちへの使用に対する講習会等を行った
評 価	○ 小学校においては児童用パソコンの入れ替えや書画カメラの導入などデジタル教材の充実が図られたが、教職員の教材への研修等も必要である。
今後の課題と対応方法	○ 書画カメラを79台導入する予定であったが予算の都合上半分の40台の導入にとどまった。今後は小学校全教室に書画カメラを導入していきたい。 ○ 公務支援ソフト及びグループウェアの導入によって教職員の校務を少しでも軽減し子どもたちにかかわる時間を増やすためにソフト導入を勧めていく。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

ウ 外国語教育のためのALTの活用

目 標	○ 児童生徒の英語力向上のために、ALTを活用し英語教育の充実を図る。
取り組みの方向	○ 外国語指導助手（ALT）の拡充を図る。
平成24年度の取り組みの概要	○ 英語教育の環境整備を図るため、JET事業によるALT3名を配置した。平成24年8月までは2名のALTで対応していたが1名のALTの交代に伴い2名を補充した。よって3名体制となり、小学校にALTを1名増員しより一層の英語教育の強化を図った。
評 価	○ 新学習指導要領改訂による小学校での外国語（英語）学習実施に伴う、小学校教諭の英語力アップを支援するため、ALT3名を派遣し、英語力アップに寄与した。
今後の課題と対応方法	○ ALTが1名増員されたことにより小学校の英語教育の強化が図られたが、児童の英語力をより一層高めていくために外国語を指導する教員の配置等も検討課題となる。外国語活動の本格実施に向けて、小学校における外国語教育の目的、意義、目標の明確化を行うと共に、それに応じた教育体制整備を進める必要がある。

(1) 学校教育に関すること

⑤ 教育研究所の充実について

○ 調査、研究及び研究成果の活用促進

目 標	○ 三股町の小・中学校における教育の情報化の在り方について「教科指導における ICT 活用」「情報教育の体系的な推進」「校務の情報化の推進」の3点を中心に究明する。
取り組みの方向	○ 教育委員会から委嘱された研究員の研究会を毎週実施、全教職員研修会を夏季と秋季に実施する。 ○ 研究所と町一貫教育組織と連携して取り組む。
平成24年度の取り組みの概要	○ 夏季研修会において実物投影機を中心とした実技研修会を実施した。 ○ 秋季研修会において、授業でのICT活用パターンを作成し「一人一実践」の取組を行った。 ○ 実物投影機の接続・基本マニュアルを作成して全学級に配付した。 ○ 教育研究所と教育CIO組織が中心となって、校長会、教務主任会と連携して、指導要録の電子化に取り組んだ。
評 価	○ 3カ年計画の2年目として、実践的研究を中心に実技研修や一人一実践の結果、教職員のスキル向上と意識改革を図ることができた。 ○ 校務の情報化を組織的に取り組んだ結果、指導要録の電子化の試行と次年度の完全実施に向けた条件整備ができた。
今後の課題と対応方法	○ 理論に基づいた実践的な研究の成果に基づいて、今後は実物投影機の完全導入、校務支援ソフトの導入などの整備が求められる。また、教育の情報化に伴い、情報モラル教育やセキュリティーの徹底に取り組む必要がある。伝統的な教育と時代の変化に対応した教育の情報化の両面を充実させて、知・徳・体の調和のとれた「文教みまた」の教育を確立させることが大切である。

(1) 学校教育に関すること

⑥ 適応指導教室の充実について

○ 学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 反社会的行動を伴わない、不登校の児童生徒の「心の居場所」として、適切な対応のもとに相談・指導・助言・支援を行い、当該児童生徒の一日も早い学校復帰をめざす。○ 悩みを持つ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題をともに考え、解決の方法について助言・支援を行う。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 不登校又は不適應の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。○ 通級する生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めると共に主要教科の基礎的、基本的事項の定着指導を行う。
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 通級生への教育相談及び補講を継続して行う事により「心の居場所」と基礎学力作りに努めた。○ ディリーライフを毎日書かせることにより家庭での生活のあり方について指導、助言を行った。○ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、対応教員、スクールカウンセラー、スクールアシスタント等との面談や適切な支援・助言を行い、通級生の学校復帰に向けての方策を講じると共に入級該当者への面談等を実施した。○ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、対応教員等から入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路、部活動等の様々な相談を延べ20件受けた。○ 教育相談室・適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」と「矯正指導・援助」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・不登校対応教員への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。

<p>評 価</p>	<p>○ 地域の住民や保護者の教育に関する相談、学級経営や指導方法等の悩みを持つ教員の相談に可能な限り対応することができた。</p>
<p>今後の課題と対応方法</p>	<p>○ 各学校における不登校の児童生徒に対する対策会議の活性化を促し、その運営について積極的に協力できる体制をつくる。</p> <p>○ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。</p> <p>○ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行ったり現在どのようなことが問題点としてあげられるのかについて協議を行うことが必要となる。</p>

(1) 学校教育に関すること

⑦ 人権教育の推進について

○ 人間尊重の教育の推進

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒一人ひとりを大切にし、基本的人権を尊重する人権教育の充実を図る。児童生徒の社会規範意識の育成・向上に努める。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 発達段階に応じた（学年ごと）目標を掲げ実践する。○ 教職員への研修を行い、人権意識の啓発を図る。
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような教育を推進した。○ 次代の担い手としての子どもたちのおかれている環境や人権について深く掘り下げ、教育者として果たす役割を考える機会として人権啓発研修会を実施した。○ 子どもたちから人権に関する標語を募集し、子どもたちの人権意識の高揚を図った。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、人権学習週間を設ける等、工夫された実践がなされた。○ 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進がされた。○ 思いやりの心、尊重しあう心を醸成するため、子どもたちに人権に関する標語を募集し、920の作品が集まり、最優秀賞8、優秀賞18を表彰し、またその標語の看板等を作成し、町民の人権意識の高揚のために活用した。○ 教職員への研修として「子どもの人権について」というテーマにより子どもの権利や虐待防止に関する人権啓発研修会を実施し、人権意識の啓発を図った。 <p>以上の取り組みにより概ね目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	道徳教育の充実とともに、人権教育の一層の推進が必要である。

(1) 学校教育に関すること

⑧ 安全教育の徹底について

○ 児童生徒の安全確保

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒が安全な学校生活を送れるよう、必要な点検等に取り組むとともに、登下校時の安全対策に努める。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の遊具の点検・整備に取り組む。○ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取り組む。○ 通学路点検を行う。○ 小・中学校で交通安全について指導する。
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の遊具の点検により、不良個所を整備した。○ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取り組んだ。○ 都城警察署、県土木事務所の協力のもと、すべての小学校区の通学路の危険箇所を合同で回り、点検を行った○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施した。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の遊具については安全性の確保の観点から古くなった遊具については特に入念な点検が実施できた○ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。○ 通学路合同点検により危険箇所を各担当部署に分けて整備する体制が整った。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none">○ AEDの使い方の周知、遊具の更新整備に努める。みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全対策に引き続き取り組む。また、通学路の危険箇所を今後も合同で点検し安全確保に努める。

(2) 生涯学習に関すること	
① 生涯学習社会づくりについて	
○ 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の生涯学習へのニーズを把握し、学習活動の支援体制を整えるとともに、町民の学習活動への関心と意欲を高めるため、幅広い情報提供を行う。 ○ 知識や技能を身につけ、豊かで住みよいまちづくりに活かされるよう公民館主催教室の開設やその充実を図る。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌、回覧広報により情報提供に努める。 ○ 公民館主催教室を充実し、自主教室へ移行する。
平成24年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌「生涯学習みまた」を作成し、町内各世帯へ配布した。 ○ 生涯学習講演会や人権啓発講演会を実施した。 ○ 公民館主催教室が自主教室へ移行できるよう育成強化した。(平成23年度の19主催教室から、8の教室を自主教室に移行させ、新たに9の主催教室を立ち上げ、20の主催教室を実施した。)
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌「生涯学習みまた」により学習情報を詳しく、また町民に幅広く情報提供ができた。 ○ 講演会を開催することで、日頃学習することができない分野を著名な講師により学習することができ、町民の見識の向上、学習意欲を高めることができた。 ○ 主催教室から自主教室へ移行し、民間主導により教室を開設運営することができた。 ○ 幼児から高齢者を対象とした生涯学習・主催教室が実施できた。幼児の能力の発見、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに貢献できた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習への支援体制づくりは、社会教育機関だけでなく広く学校教育関係機関や地域が一体となって推進していくことが必要である。そのため町民のニーズを把握し支援体制を整えるため、引き続き様々な情報提供や公民館主催教室等の充実に取り組む。

(2) 生涯学習に関すること

② 国際理解教育の推進について

○ 中・高校生海外派遣事業の充実

目 標	<p>○ 町内の中学生及び高校生を海外に派遣し、訪問国でのホームステイや語学研修等を通じて異文化理解を深めるとともに、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ、国際化時代にふさわしい青少年の育成を図る。</p>
取り組みの方向	<p>○ 事前研修で訪問国の理解や英会話研修を行う。 ○ オーストラリアでホームステイをしながら、地元の学校で研修を行う。</p>
平成24年度の取り組みの概要	<p>○ 事前研修では、ALTの指導による英会話研修に取り組んだ。 ○ オーストラリア、クインズランド州ブリスベン近郊の民家にホームステイし、ジョンポールカレッジで語学研修・体験学習等を実施した。 ○ オーストラリア研修内容を報告書にまとめ学校や関係機関に配布した。</p>
評 価	<p>○ 事前研修の英会話学習はALTの指導により、実践的な研修となった。 ○ ジョンポールカレッジでの語学研修・体験学習とともにホームステイによる実生活の中での英会話は、国際感覚の醸成に役立った。 以上の取り組みにより、目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	<p>○ 国際社会に対応できる青少年を育成するためには、外国人との交流の機会を多く設けるとともに、直接的な体験から国際感覚を豊かにすることが必要である。 そのため、ホームステイや交流活動を体験できる海外派遣研修に引き続き取り組む。</p>

(2) 生涯学習に関すること

③ 青少年・家庭教育の充実について

ア P T A、女性団体等各種社会教育団体と家庭との連携強化

目 標	<p>○ 地域社会における人間関係の希薄化などから青少年の健全育成に影響が及びつつある。よって、これからの郷土社会の担い手としての青少年を健全に育成していくため、家庭、P T A、地域や各種社会教育団体が一体となって積極的な育成活動を推進していく。</p>
取り組みの方向	<p>○ 各種社会教育団体の事業と家庭を連携させる。 ○ 学校行事、P T A行事の中で、家庭教育を充実させる。</p>
平成24年度の取り組みの概要	<p>○ P T A協議会による「教育懇話会」の開催や中学校P T Aが「みまたっ子の会」を実施した。 ○ 子ども会育成連協では、子ども会活動の充実を図った。 ○ 青少年指導員連協は、地域の見回り活動や啓発活動を実施した。 ○ 壮年連協では奉仕活動や地域の自治公民館と連携し地域づくりに貢献する事業を実施した。</p>
評 価	<p>○ P T Aにおいては「研究大会」や中学校の「みまたっ子の会」で、家庭や地域のあり方について研修・討議を行った。 ○ 子ども会は、リーダー宿泊研修やふれあい交流活動等をとおして子どもの健全育成を図ることができた。 ○ 各種社会教育団体は、それぞれ独自の活動を、また各団体が連携・協力することで地域社会づくりの幅を広げ、家庭にも働きかけ連携しながら青少年の健全育成を図ることができた。</p>
今後の課題と対応方法	<p>○ 社会的環境が持つ青少年への影響は大きいことから、青少年をとりまく生活環境を把握するとともに、行政・家庭・学校・地域の連携体制を築くことで、お互いがそれぞれの役割について共通認識を持つことが必要。よって、引き続きP T A、女性団体等各種社会教育団体と家庭との連携強化に取り組む。</p>

(2) 生涯学習に関すること

③ 青少年・家庭教育の充実について

イ 家庭教育学級の充実

目 標	○ 家庭の意義や機能、教育的役割などについて、保護者の認識を高めるとともに、親としての自覚を促し、子どもの健全育成を図る。
取り組みの方向	○ 町内各小中学校ごとに家庭教育学級を開設する。 ○ 学級生の積極的で主体的な参加を重視する。 ○ 様々な学習内容により、子どもへの支援や家庭での指導のあり方、家庭教育に対する考え方を養う。
平成24年度の取り組みの概要	○ 三股町家庭教育学級運営協議会を設置し、各家庭教育学級への情報交換、連絡調整の場を提供し、合同研修会を実施した。 ○ 各小中学校家庭教育学級へ活動費を補助した。 ○ 人権学習の場として、町が実施した人権啓発研修会、人権の集いに参加した。
評 価	○ 三股町家庭教育学級運営協議会の指導により、家庭教育学級運営の向上と学習内容の充実を図ることができた。 ○ 各小中学校家庭教育学級の合同研修会としての人権学習に、町が実施した人権啓発研修会に参加し、人権感覚を高める事ができた。 ○ 各小中学校独自の学習内容（地域での交流、親子間交流、食育、性教育、情操教育など）で特色ある家庭教育学級が開催された。
今後の課題と対応方法	○ 近年、家族構成の核家族化が進むとともに、地域社会における助け合い意識も低下傾向にあることから、家庭教育の充実は必要であり、地域ぐるみで家庭教育を支援していくことが望まれる。よって、引き続き家庭教育の充実に取り組むとともに、家庭教育学級への参加者増を図る。

(3) 文化振興に関すること

① 総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実について

ア 総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 広く地域住民に親しまれ愛される施設となるための周辺整備、並びに安全性確保と利用者増を図るための機器更新及び整備を実施し、総合的な機能向上をもって、さらなる町民からの信頼獲得を目指す。
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 竣工から 12 年が経過し、施設本体並びに設備や備品の老朽化、及びそれに基づく業務への支障も顕著となっていることから、計画的整備を進める。○ 突発的な破損等には緊急性と機能維持を主眼に的確な対応を図る。
平成 24 年度の取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 老朽化に伴い文化会館側屋上部防水、空調設備や浄化槽設備の修繕等を行った。安全基準引上げの法改正に伴いガス供給設備の更新を行った。○ 文化会館では 22 年度から舞台機構の計画改修に着手。24 年度はワイヤー交換[3 期]を行った。○ 図書館では手洗い器の修繕等を行った。○ 総じて早めかつ適切な修繕に努めた。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 計画に沿った整備を進行できた。○ 利用者やお客さまからのご指摘はもとより、清掃作業員や舞台技術者などの現場報告にも、その都度適切に対応できた。○ 見過ごされがちな軽微な破損にも積極的かつこまめな修繕を実施し、早めの対応で機能と美観の保持、利用者の安全性向上を図ることができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none">○ 竣工から 12 年が経過し、老朽化並びに業務への支障も顕著になっていることから、個々の設備や備品を含め、総合文化施設の全体的な整備を継続する。○ 致命的故障や事故に至る前に、舞台吊物機構、可動座席機構及びプロジェクター機器の定期更新等を基にする整備計画の継続に努め、安全性と機能の維持を図る。○ 老朽化に伴い、ますます増加が見込まれる突発的事象には、弾力性を持った計画の見直しで対処できるよう、施設状態の正確な把握と俯瞰に努める。○ 安全性確保・機能維持と財政負担軽減とを両立させるべく大局的観点の保持にも努める。

(3) 文化振興に関すること

② 文化会館の利用促進について

ア 自主文化事業の充実と推進

目 標	<p>○ 個別法となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」平成24年6月27日施行）」に謳う役割、及び公立文化施設としての使命を全うすべく、基本理念「思い 育み 知の創造」の下、創造性と独自性溢れる事業の構築により、文化芸術の振興発展、豊かな地域コミュニティの創造と再生、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。</p>
取り組みの方向	<p>○ 施設の特長と持ち得る機能、並びに積み上げてきた実績を最大限に生かすことに主眼を置く。</p> <p>○ 幅広いニーズに応えるべく多様性ある事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。</p> <p>○ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。</p> <p>○ 開館10周年の総括を踏まえ、来る10年の柱とすべく住民参加による作品・公演の創造を促進する。</p>
平成24年度の取り組みの概要	<p>○ 自主文化事業24本48公演（123日・7,457人）</p> <p>①鑑賞型13本17公演（音楽7、演劇3、古典他3）</p> <p>②啓発・育成型（アトリーチ含）7本13公演（小学巡回公演1、中学鑑賞教室3、青少年芸術劇場1ほか）</p> <p>③参加創造型1本18公演（「まちドラ！」[稽古17回]）、3講座等79講（演劇ワークショップ1[65講]、戯曲講座1[12講]、地域交流プログラム1[2回]）</p>
評 価	<p>○ 多ジャンルの買取公演にとどまらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作・上演に取り組み、三股町の自治体オリジナリティにも貢献できた。</p> <p>○ 23年度開館10周年記念町民参加公演「おはよう、わが町」の総括を踏まえ、既存事業の再編整理の下、参加創造事業「まちドラ！」を創設した。</p> <p>○ 「地域創造大賞（総務大臣賞）」を宮崎県下で初受賞できた。表彰式1月18日・東京都・町長出席</p>
今後の課題と対応方法	<p>○ 三股町立文化会館ブランドの再生を目指す。お客様の信頼獲得に向け地道な努力を継続し、開館以来育む創造性・独自性ととも、可動413席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる視点、及び劇場法に鑑み文化芸術拠点にとどまることなく、文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生、まちづくりに果たすべき劇場の役割を明確に意識した運営を展開する。</p>

(3) 文化振興に関すること

② 文化会館の利用促進について

イ 貸館事業の充実と推進

目 標	<p>○ 個別法となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」平成24年6月27日施行）」に謳う役割、及び公立文化施設としての使命を全うすべく、基本理念「思い育み 知の創造」の下、貸館利用者の充足感と満足感を高める運営により、文化芸術の振興発展、豊かな地域社会の創造と再生、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。</p>
取り組みの方向	<p>○ 施設の特長と持ち得る機能、並びに積み上げてきた実績を最大限に生かすことに主眼を置く。</p> <p>○ 自主事業で培うノウハウを活かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。</p> <p>○ 「文化の殿堂ではなくあたたかな家」として、継続・新規を問わず利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。</p>
平成24年度の取り組みの概要	<p>○ 貸館事業160本（205日・19,764人） 施設／ホール1・リハーサル室1・会議室1・楽屋4</p>
評 価	<p>○ 表方（フロントスタッフ）及び裏方（テクニカルスタッフ）とも、利用者への積極的な支援を実践。利用者満足度の向上・拡充を図れた。</p> <p>○ 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台成果の確かさで、利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解促進、また利用志向の醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただく契機とすることができた。</p> <p>○ 大会等催事では、安全性と経済性の両立で利用者意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。</p>
今後の課題と対応方法	<p>○ 事業ジャンルや大小、利用施設を問わず、利用者目線に立った丁寧な仕事で地道な努力を継続し、利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。自主文化事業のノウハウを活かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造・再生、まちづくりに果たすべき劇場の役割を明確に意識した運営を継続する。</p>

(3) 文化振興に関すること

③ 図書館の利用促進について

ア 図書館資料の整備と充実

目 標	<p>○ 多数出版されている図書の中から、様々な情報を提供できるよう必要な資料を見極め、図書を収集する。その中で、所蔵数が少ない分野の図書や視聴覚資料を収集し、利用者の多様なニーズに応えられるようにする。</p>
取組みの方向	<p>○ 蔵書状況を確認し、情報の古い図書や、所蔵の少ない分野の図書、特に出版数の少ない児童書を収集する。また、新しい行政資料の収集にも努める。</p>
平成 24 年度の取組みの概要	<p>○ 出版の少ない児童書、利用の少ない中高校生向けの図書を重点的に購入した。</p> <p>○ 視聴覚資料（CD、DVD）は評価の高い作品を収集した。</p> <p>九州管内の各市町村を紹介する新しい資料を収集した。</p>
評 価	<p>○ 児童図書の選定を行い、所蔵の少ない分野を新しく購入した。評価の高い児童書、中学生・高校生向けの図書を購入し、読書の手助けとなった。また、視聴覚資料については名作のDVDや吹奏楽のCDを購入し、多くの利用者に貸出している。九州管内の市町村の新しい資料は利用者が多い。</p>
今後の課題と対応方法	<p>図書館は常に新鮮な資料を購入し利用者に提供しなければならない。限られた予算の中ではあるが、利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらに資料の充実をめざす。館内入り口に置いている町内外のチラシ・パンフレット等もさらに幅広く収集していく。</p>

三股町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況点検評価

総括的に申し上げれば、次のとおりである。

総ての項目の評価は、事例無しの4項目を除いて、中項目である15項目はすべてA評価となっている。

また、小項目25項目のうちA評価の項目は18項目72%、B評価は7項目28%となっている。

A評価が達成率100%、B評価が達成率80%ということ、加えて60%以下の達成率を示すC評価及びD評価という項目が皆無である点を鑑みても、三股町教育委員会の教育に関する事務の管理状況の評価としては、適切且つ良好な事務の管理及び執行がなされていると評価するところである。

以下、評価シート別に述べる。

1 教育委員会の活動・評価シート1

中項目及び小項目3項目ともA評価であることは、(1)教育委員会の会議の運営改善、(2)教育委員の自己研鑽、(3)学校及び教育施設に対する支援の教育委員会の3活動が適切になされていると評価する。

また、昨年度は記述がなされていなかった(3)の学校及び教育施設に対する支援の項目については、本年度は教育施設に対する適切な整備支援がなされていることがうかがえる記述が見られる。

2 教育委員会が管理執行する事務・評価シート2

教育委員会が管理執行する事務16項目は、事例なし4項目を除く15項目すべてA評価である。このことから、教育委員会がしっかり機能していることがうかがえる。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務・評価シート3

(1) 学校教育に関すること

7の中項目、13の小項目の中でA評価8項目、B評価4項目となっている。B評価は約80%の達成率とはいえ、中項目②生徒指導の充実についての小項目「いじめ不登校問題への適切な対応」の項目、同じく中項目③学校給食の充実についての小項目「衛生管理と食中毒の防止」の項目、小項目「学校給食費未納対策」のB評価は、昨年度と同評価である。しかし、新しい物品の購入や修繕により対応がなされているとともに、学校給食未納対策については適切な対応により改善されてきていることがうかがえる。また、これらの児童生徒にとって極めて重要な事項について、自らの事務内容を厳しく、評価判断した結果の表れであり、常に100%の事務の執行を目指す気構えがうかがえる結果であると評価する。

また、人権教育の推進についての小項目の評価がB評価であることについても同様であると評価する。

学校教育に関することの中で特筆すべきは、本年度も、複式4学級に補助

教員を配置して学年に応じたきめ細かな指導を実施していることや、特別支援教育の充実のために特別支援学級への補助教員の配置や特別支援教育支援員の配置など三股町独自の取り組みがなされていることは大いに評価するところである。

(2) 生涯学習に関すること

3つの中項目4つの小項目の中で、中項目国際理解教育の推進についての小項目「中・高校生海外派遣事業の充実」についてB評価となっている。この項目は昨年度と同様の評価であり、今後の改善について期待したい。

そのほかの中項目及び小項目については充実した取り組みがなされていると評価する。

(3) 文化振興に関する事

中項目3項目5小項目については、総合文化施設の整備と充実に関する項目がB評価であるが、予算の関係でハード面の改善が厳しい中、限られた予算を有効に機能させ、計画的に取り組みが進められている。また、運営については精力的かつ意欲的にユニークな取り組みも進められ、大きな成果を上げていると評価する。

(4) 社会体育に関すること

中項目2項目小項目3項目の評価はすべてA評価である。武道体育館については計画的に耐震対策もなされようとしている。また、青少年のスポーツ振興を含めて、町民挙げて健康で住みよい社会づくりの一助として、また、町が元気になる取り組みもなされており高く評価する。今後も、予算を有効に用いてより一層の取り組みがなされることを期待したい。

平成25年11月26日

南九州大学人間発達学部 赤松 國吉



総合評価

1. 教育委員会の自己点検・評価シート1

教育委員会の会議の運営改善については、事務局における協議事項の綿密な打ち合わせや、委員への事前の資料配布等によって委員会がよりスムーズに進行するよう努めていきたい。また、各学校における様々な諸問題に迅速に対応するため、定例会だけでなく臨時会の開催についても柔軟に対応していきたい。

教育委員の自己研鑽については、さまざまな研修会にも積極的に参加し、資質の向上に努めていきたい。また、学校及び教育施設に対する支援については、学校訪問等によって学校現場の状況を把握し、迅速に施設の修繕等に対応していきたい。

2. 教育委員会の自己点検・評価シート2

教育委員会が管理・執行する事務については、すべての項目についてA評価を行ったが教職員の交通事故による指導や、予算の審議、人事異動、教育委員会規則の改廃、要保護及び準要保護児童生徒の認定など様々な業務において改善の余地が見込まれるので、各項目を今後は更に厳密に評価を行うことで、教育委員会が管理執行する事務の向上を図っていきたい。

3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務・評価シート3

(1) 学校教育に関すること

生徒指導の充実については、いじめ、不登校問題、適応指導教室の充実、人権教育の推進等、学校、親、教育委員会、地域などさまざまな連携のもと、長期的なかかわりや、見守りが必要であることや、結論を早期に見出すことが困難な状況も多いため、B判定となった。

また、学校給食の充実については、子どもたちの食生活をめぐる環境が大きく変化し、児童生徒に対する食に関する指導の充実が求められている。

「学校給食実施基準」と「学校給食衛生管理基準」が明確に位置づけられたことにより、今後もこれまで同様自らの事務内容を厳しく評価判断し、安全性の確保に細心の注意を払い、安心・安全でおいしい給食の提供に努めていかなければならない。

教育環境の整備については24年度は勝岡小学校の廊下研磨塗装や三股小学校男子トイレの様式化、三股西小学校南校舎防水工事、中学校のエレベーター耐震工事などに取り組んだ。厳しい予算措置の中ではあるが、今後も、各学校の施設整備に対する要望に迅速に対応していきたい

また、ICT教育環境の整備については各小学校の児童用のパソコンが5

年を経過したため入れ替えを行った。更に、実物投影機を各学校に導入し、児童の学習意欲の向上や学習理解の促進に努めた。

(2) 生涯学習に関すること

生涯学習に関しては、概ねAの評価としたところであるが、社会教育面からの国際理解教育については、平成23年度同様Bという自己評価をした。この点については、25年度の海外派遣事業が予算の都合により中止となった。次年度に向けては再度検証し、次代を担う人材の育成に努めていきたい。

(3) 文化振興に関すること

「文化振興に関すること」について、拠点となる三股町総合文化施設（三股町文化会館・三股町立図書館）の事業について点検評価を行った。

三股町総合文化施設（三股町立文化会館・三股町立図書館）は、24年度、竣工11年の経過に伴う老朽化の影響が散見される状況下であり、持てる案件について年度内での整備・補修は予算上の課題により不完全ながらも、長期整備計画を柱に優先箇所を見極めた適切な改修を計画的に実施できたと考える。

引き続き全体を俯瞰しながら優先箇所を見極め、安全性と機能の維持はもとより、利用者ニーズに拠った機能拡充も同時に実現できる効率的手法を積極的に模索しながら適切な改修を継続する。

三股町立文化会館においては、自主文化事業について『積み上げた実績』を『誇れる特長』に生かすべく、23年度に初の町民参加のもと独自性・創造性に富んだ10周年記念公演群の実現に至れた。さらに24年度には、総括を踏まえた新規事業に挑戦することで新しい10年の視座を手にしたと考える。貸館事業についてはお客さま満足度の向上に加え、携わる人々の文化芸術に親しむ心の醸成をもって、引き続き文化芸術活動の推進を図っていく。

公立文化施設の個別法となった「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の施行、及び宮崎県下で初受賞となった「地域創造大賞・総務大臣賞」の受賞等、開館11年めの24年度はまた一つの契機といえる年度になったことを踏まえ、三股町立文化会館という“劇場”の役割を改めて自覚するとともに、地域の再生・創造の中心的役割を担えるよう引き続き主体的かつ真摯な運営を継続する。

三股町立図書館については、資料の整備と充実はA、読書サービス、読み聞かせ活動の推進はBという評価を行った。資料は、限られた予算ではあるがその中で、所蔵の少なかった分野を充実させることができた。

今後も利用者のニーズを捉えより一層の充実を図って行く。読書サービス・読み聞かせ活動は、読書週間中などにイベント等を行い、図書館への

関心を高めるよう努めたが、利用者増には繋がらなかった。より集客できるようイベントの充実や、館内の整備に努めていきたい。

23年度の総括を踏まえ、新しい10年の始まりを見据えた24年度は総じて適切かつ充実した執行状況であったと総括する。自治体財政は大変厳しい状況下にあるが、「思い 育み 知の創造」の基本理念の下、その具現化を追及する揺るぎない基本指針の下、来る10年の飛躍に向け邁進するとともに町民や地域の誇るべき財産となるべく、充実を図ってまいりたい。

(4) 社会体育に関すること

スポーツ振興法並びに国のスポーツ振興基本計画や宮崎県のスポーツ振興基本計画の趣旨を踏まえ、三股町総合計画との整合性を図りながら、三股町スポーツ振興計画に基づき、アスリートタウン三股の創造を目指し、スポーツ行事の充実、スポーツ団体の育成、スポーツ施設の整備充実に向けた更なる取り組みを行う。